

宮崎県地震・津波被害想定更新調査業務に関する企画提案書作成要領

平成31年4月17日
宮崎県総務部
危機管理局危機管理課

1 記載内容

別紙「宮崎県地震・津波被害想定更新調査業務特記仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、以下のテーマについて記載すること。

- (1) 「新・宮崎県地震減災計画」の基となるこれまでの本県の地震動と津波による被害想定結果を最新のものに更新する上で、新たに加味すべき知見について具体的に記載。
- (2) 上記の作業を進める上での作業工程について具体的に記載。

2 作成様式

様式は基本任意とするが、A4縦長・横書き両面印刷とし、構成上やむを得ない箇所はA3折りたたみ・片面印刷でも可とする。但し、当該ページはA4版の2ページ相当分と数え合計5ページ以内での構成とする。(表紙、目次を含む。)

3 作成上の留意事項

- (1) 別紙「業務のイメージ図」を参考に、業務を進める上での「業務工程計画」及び「業務実施フロー」を作成すること。
- (2) 本業務で配置を予定している担当者(担当技術者、管理技術者、照査技術者)の資格・経歴・同種類似業務の実績について明記すること。
- (3) 本業務を遂行する上での宮崎県防災会議地震専門部会との連携・対処体制等について具体的に記載すること。
- (4) 企画提案書を作成するに当たり、発注者からは資料の貸し出し等は一切行いません。本県の被害想定や防災に関する計画書等については全て県のホームページから検索し熟知した上で作成してください。
- (5) 企画提案書の本分は考え方を可能な限り簡潔に記載することとし、イメージ図やイラスト、グラフ等を用いてわかりやすい構成とすること。また、引用する知見等については出典根拠を必ず明記してください。
- (6) 企画提案書にはページ番号を付すこと。
- (7) 表紙には、表題として「宮崎県地震・津波被害想定更新調査業務企画提案書」と明記し、「社名」を記載すること。
- (8) 企画提案書に用いる言語、通過、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位を用いること。
- (9) 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは認めない。